

## 令和6年度 精華町文化財保護審議会 会議摘録

### ■日時

令和7年2月4日（火）午前10時00分から12時00分まで

### ■場所

精華町立図書館（1階）集会室

### ■出席委員

- ・上杉 和央 会長
- ・吉田 一雄 委員
- ・田中 淳一郎 委員
- ・今田 賢司 委員
- ・澤田 守生 委員

### ■出席事務局職員

- ・教育委員会教育長：川村 智
- ・教育委員会教育部長：松井 克浩
- ・教育委員会教育部生涯学習課長：小笠原 文紘
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長：瀧阪 尚也
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係主任主査：大竹 素
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係主事：金澤 木綿
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係古文書等調査員：中川 博勝

### ■傍聴者

なし

## ■内容

### 【会議】

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

○教育長あいさつ

#### 3 会長の選出

事務局（小笠原課長）

○精華町文化財保護条例第49条には、審議会に会長を置くと規定されています。会長は委員の互選により選出をさせていただきますが、会長選出につきましては、事務局から提案させていただく形でよろしいでしょうか。

#### 【全員同意】

○ありがとうございます。それでは審議会の会長といたしまして、上杉 和央 委員を推薦させていただきたいと思います。ご同意いただけますでしょうか。

#### 【全員同意】

○ありがとうございます。委員全員の同意いただいたということで、会長には、上杉委員に務めていただきますようお願いいたします。それでは上杉委員、会長席に移動をお願いします。

○新会長から、一言ごあいさつを頂戴できればと思います。

上杉会長

○先ほど川村教育長からもあったように、今回の審議会はとても大事な審議会となっています。皆さんの活発なご意見をいただければと思います。審議を妨げない司会をしていきたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

#### 事務局（小笠原課長）

- これからの進行につきましては、条例第50条に会長が議長となると規定されてございますので、議事進行は会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 4 案 件

### （1）精華町文化財保存活用地域計画（素案）について

#### 上杉会長

- 案件が2件あります。文化財保存活用地域計画（素案）について、そして2番目が進捗管理についてです。まず案件1に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局より説明】

#### 上杉会長

- ありがとうございました。事務局から2つ、意見を求められました。1つは全体を通して様々な意見をいただきたいということ。もう1つは第5章の将来像についてです。
- まず全体については、かなり充実した内容にはなっていると思います。町民の皆さんが、ご自身が関わっておられる活動などについてしっかりと書かれているかと思いますが、特に第1章から第4章について抜けがないか、この表現はおかしいのではないか等があれば、是非ご意見をいただきたいと思います。
- もう1つは第7章の措置について。これは生涯学習課だけではなく精華町の行政の各課であったり、文化財の所有者の皆さん、そして住民の皆さんが今後10年間「こういうことをしますよ」という計画の具体的な部分になっています。表現や活動など、確認いただければと思います。
- 第1章は概要なので特に手直しは必要ないと思いますが、第2章についてはこれまで文化財と言われていたものに加えて、これまでは文化財というニュアンスでは捉

えられてこなかったものも、「精華町にとって大事なもの」として取り上げ、それらも含めて、全体を「精華町の宝もの」として計画の対象とすることが案として書かれています。他の市町村でもこのような柔らかい文言を使用し、市民・町民の皆さんを巻き込んでいく形で作成されている市町村は結構あるかなと思います。皆さんの活動の中で「これも『精華町の宝もの』に入れてほしい」などありましたらご発言を願います。前回の審議会では今田委員がいくつかあげておられたでしょうか。

#### 今田委員

○素案の51頁でしょうか。光台にある「トキの球」「ヒトの球」、そして「けいはんなプラザの日時計」などもそうですね。

#### 今田委員

○今井祝雄先生が出版された「アーバンアート」という冊子に、光台の「トキの球」「ヒトの球」について詳しく説明されています。ヒトの球は両側の鏡の間に自分がずっと映り込みます。そこで過去の自分が見えるという意図で作られているそうです。トキの球は春分の日・秋分の日に太陽の光がちょうど真上に差し込んだ時、鏡文字で床面のタイルに書かれた山本空外氏の「光」という文字が、玉の中に映り込むという設計になっています。現状では機能がほとんど失われています。周りに木が覆いかぶさり、床面は汚れて光の文字が映り込んでも判読が難しい状況です。モニュメントなどの記念碑というものは、常に人が目にできる状態にしておくべきだと思います。

○これに限らず、町内のニュータウンには多くのモニュメントが設置されていますが、作者不明のものも数多くあります。新しい町に溶け込むようなコンセプトで作られたと思うのですが、新しいということ、そのまま30年放置されてきたのかなというのが残念なところでは。

○精華町のふるさと案内でモニュメントを解説する際、冊子「アーバンアート」を教えていただいて国立国会図書館で見つけることができました。当時の考え方がしっかり書かれている資料で、是非これらのモニュメントを活用する方法を考えていただければと思っています。

○「光」の文字を書かれた山本空外さんは知る人ぞ知る非常に高名な方ですが、この

方の業績は極々限られた人の中でしか認知されていないように思います。晩年を山城町で過ごされた僧侶ですが、教師をされている時に広島原爆にあわれ、同僚や教え子が大勢亡くなられた経緯から、仏門に入られた方です。湯川秀樹博士やオープンハイマー博士も、山本空外思想に傾倒したという記述があります。

- こういったものを有効に活用できればと思っています。山城郷土資料館には元になった「光」の文字が額に入れられて保管されていますが、活用はされていないように思います。将来的に活用を考えていくべきではないかなと考えています。

#### 上杉会長

- ご意見を頂きました「トキの球」と「ヒトの球」について、失われているわけではないけれども、床面が汚れている、樹木が生い茂っている等で、現状ではあまり機能しない。つまり課題があるということですね。また山本空外先生の原爆体験について、例えば平和学習に取り入れられる可能性があります。

- 第7章の措置について5つの方針があるのですが、例えば121頁にあります概念図（基本方針の循環）の中に「トキの球」「ヒトの球」をあてはめて、まずは調べるところからはじめ、活かしてみよう、つなげていこうというときに、住民の方を巻き込んでモニユメントの掃除活動へとつなげていく。もしくは学校教育と連動していくというような計画に結びつけていくことができるような気がします。

- そのような意味では1つの取り組みを通じて、ニュータウンにある他のモニユメントの保存活動へも繋がっていくかと思います。象徴的に何かを動かしていくときの参考にもなると思います。

- 「トキの球」「ヒトの球」のモニユメントは、1992年のまちびらきを記念して設置されたとのことなので、文化財の対象となる50年にはまだ17年待たなければならないのですが、後20年も放置すれば（モニユメントの由来を）知っている人は誰もいなくなってしまう。光台のまちびらきで移住して来られた方はもう30年は住まれていて、精華町が自分の故郷となっています。移住されたときを思い出すモニユメントは、まちづくりとしても大事な存在だという気がします。

- この51頁の書き方については、これでよろしいでしょうか。措置の方では、今のような事例がきちんと書かれているかどうかご確認ください。先ほども申し上げます

したが、文化財を所管する行政だけではなく住民の方も主体的になって参加していきましようというのがこの計画の特徴です。住民の方が主体的に取り組み、それを行政が応援するといった措置が一番良いのかもしれませんが。光台であれば光台の住民の方々が「何かやってみよう」という形で動いていかれるのが。そのような観点からも措置を見ていただいて、付け加えることなどがあれば是非お願いします。

#### 澤田委員

○全体の印象になるのですが、文化財以外のモノやコトなども対象とされるということは非常に良いことだと思います。私は土木の仕事を長年務めてきました。その観点から精華町を見ますと、木津川の氾濫や地震の影響を受けた歴史はあるものの、他の市町村と比べると自然災害に対して土木の出番が無いほど、非常に安定した平和な地域です。土木で苦労した土地ではありません。非常に幸せな地域なのではと思いました。津波はありませんし、地震については精華町にも断層がたくさん走っていて、いつ地震が起きるのかわからないのは日本全国と同じですが、平和な地域における精華町に対する愛着を持つような仕掛けを一緒に考えていけたらいいなと思います。

○対象とするモノやコト、文化財について、一番大事なのほどのように活かしていくかですね。単に羅列・陳列・展示では全く意味が無いと思います。この素案は上手くまとめられ非常によくできていると思いますが、最近は価値観が変わりこのようなモノに対する関心が非常に薄れているのは我々も実感しているところです。興味のない方々に対してどのようにすれば興味を持ってもらえるのでしょうか。精華町には検定制度というのはあるのでしょうか。

#### 事務局（金澤）

○むかし広報紙で「せいか検定」というのがありました。

#### 澤田委員

○「トキの球」「ヒトの球」も含めた精華町の宝ものについて、例えば賞品付きのせいか検定のようなPRの取り組みはいかがでしょうか。基本的には子供たちが対象となると思うのですが。今は他にたくさんの娯楽があります。そのような中で精華町の宝ものに対して興味を持ってもらうようにするためには、何らかの動機づけが必要なのではという気がします。どう活かしていくのか、そこに尽きると思います。

○デジタルミュージアムの「せいか舎」は、よくできていると思います。今後もどんどん中身を膨らませていっていただけたらと思います。

○地域計画の素案は非常に立派です。問題はどうか活かしていくか、そこに尽きると思っています。文化財愛好者だけの世界の中にとどまっています。それではいけない。精華町には素晴らしいものがたくさんあります。なので具体的な取り組みが必要です。地域計画を作成し実施すれば、精華町に対する愛着が増えていくのではと思いました。取り組みについても今後ますます充実していただければと思います。

#### 上杉会長

○今のご指摘の点、地域計画の素案がしっかり作られているというご評価をいただいた一方で、だからこそ、どのように使っていくのかということなのだと思います。第7章の方針2で「愛する」という文言が入っています。例えば、精華町検定といったものであれば方針1、2、3に係わってくるのかと思いますが、住民の方々を巻き込んでいくような計画としていま現状ある、もしくはいずれかの措置から何かできそうでしょうか。

#### 事務局（金澤）

○ファンを増やすという意味では方針2が対応しており、ファンが集まって何かをするというのであれば方針3が対応しています。例えば125頁の措置12番「幅広い人びとに向けた情報発信」では、難しい用語や漢字が多いものを子供向けにして発信をしてみたり、日本に来て間もない外国の方にもわかりやすくフリガナを付けてみるような取り組みはしていけると思います。

○繋がっていくというところでは126頁の措置27、まだ導入検討の段階ではありますが、住民の方に精華町の宝ものから精華町らしさを評価できるような制度などが導入できればと思っております。

#### 上杉会長

○地域計画は10年間を縛る計画でもありますので、措置については弾力性を持たせたほうが良いと個人的には思います。しかし何をするのがぼやけてしまうと措置としての意味がなくなってしまうので、特に「取組期間」で二重丸がついているターゲット期間のときに何をすることが念頭にある、もしくは頑張って取り組まなければならない目標があるという気がします。

## 吉田委員

○131頁の自己評価の方法の概念図について、今までこのように連携していく仕組みはありませんでした。非常に大事なことだと思います。地域のことでは、私はいごもり祭保存会という立場で文化財保護審議会の委員に入らせていただいています。いごもり祭の3日間あるうちの最終日「綱曳の儀」は午後3時からあるのですが、私が子供の頃は綱引きに間に合うように学校は昼から帰らされていました。しかし今は子供さんには参加いただけていません。6時間授業であれば5時に終わりますから、3時からの神事には間に合わないのです。131頁のように連携して行けるのであれば、子供に向けて少しでも何かしら参加できるようになっていければと思います。

○83頁に中区の「おんごろどん」が紹介されています。昔からやっている子供たちの節分行事です。外国のハロウィンのように各家庭を回ってお菓子をもらう行事ですが、今年NHKからの取材依頼があったところ保護者の側が断ってしまったそうです。行事のことを広めてもらう切っ掛けになったかもしれません。社会に広めてもらうような何らかの取り組みが出来ればと思っています。

○地域計画の素案については全く問題はありません。地域的なことで感じたことを発言させていただきました。

## 上杉会長

○ありがとうございます。いごもり祭やおんごろどんについて、例えば地域計画では課題というものが書かれています。115～116頁です。このような課題があるから、今後10年はこのように取り組んでいきますという計画ですので、吉田さんの感じておられることから一般論へと落とし込まないといけません。子供が参加できる機会が減少しているなど、書き足す必要のあることは明記しないと措置に繋がっていきません。今田さん、澤田さんのご指摘もこの課題の部分になるかと思います。加筆が必要と思われるような箇所であれば、113頁からの第6章ですね。116頁には「次世代を担う子供達や若年層を含めた人びとと精華町の宝ものを結びつける」とは書かれています。ひとまずは、これでよろしいでしょうか。

## 澤田委員

○117頁に今後の保存と修理も書いていただいています。これも大事なことです。

## 上杉会長

○これは地域計画の一丁目一番地になるので、しっかり取り組んでいかなければならない部分です。教育長のご挨拶でも、保存をするために活用していかなければならないという両輪についてご指摘しておられました。今田さんの「光」の文字の額が収蔵庫に保管しっぱなしであったり、光台の「トキの球」「ヒトの球」も掃除されていないという意味での保存と活用がされていないというご指摘がありました。宝ものそれぞれに応じたの保存レベル・活用レベルというものはありますが、吉田さんのご意見にも「繋げていく」ということが出てきます。そこから「繋ぐための課題」も出てくるのではと思います。

## 今田委員

○128頁の「伝える」について、公園の樹木の保全、森林等の保全ですが、公園や通路の街路樹などの伐採について、この数年町はかなり積極的に行っているように思います。光台の鳥谷公園からNTTにかけて「こずえあかりの道」という旧来の地形を残した道があり、その横に遊歩道があります。そこが希少植物のキンランやギンランの自生地であったり、リンドウなどが自生しているのですが、数年前までは結構残されてたのが徐々に姿を消していっています。伐採しなければならない樹木との兼ね合いもあるでしょうし、無断で持ち帰る人もいるかもしれません。この地域計画の素案には、自然調査員を長年務められた方がまとめられたデータが掲載されていますが、その方が「光台里山の会」という会を立ち上げて常に巡回をしておられます。ご自身で冊子も出されている方なのですが、自然環境というものは一朝一夕にできるものではありませんので、保存して将来に繋げていかなければいけません。

○希少データに載るような植物やトンボやチョウ、野鳥も含めた動植物が生息する豊かな自然の中にニュータウンがあります。非常に環境の良い町だと外部の評価を受けてきたのですが、町の伐採の仕方が希少な動植物の保存に即した方法なのか。町はどのような考え方・指針にそって伐採をおこなっておられるのでしょうか。自然調査をされ、地道に保存活動をされている方の意見を反映した伐採方法なのか、それとも街並み保全事業の一環として、業務的に伐採しているだけなのか。本日の審議会は「精華町の宝もの」の保存と将来につなげる措置を審議していますので、是非とも自然環境についても残していく取り組みを考えていただければと思います。住民の極一部ではありますが、地道に活動されてる方の意見が反映

する場があれば、この地域計画そのものの重みが付くのではと思います。

#### 上杉会長

○128頁の46番と47番、48番もでしょうか。自然環境になりますが、この主管課は建設課、農政課、環境推進課ですね。他の課が主管課ではありますが、「らしさ」の根本が自然環境ですから、そこをどのように守るか、それが住民の方と協働できているかどうかだと思います。46番には行政だけではなく住民や団体も入ってはいますが。

#### 事務局（金澤）

○措置の作成にあたっては、作成前に関係各課へヒアリングを行いました。建設課では住民からのご意見があることは認識しており、それも含めて素案の措置を記述しており、それも含めて環境景観に配慮しながら住民や団体とともにというような書き方しております。また各課ヒアリングを行いますので、審議会でご意見があったことを担当者に伝えさせていただきます。

#### 今田委員

○行政の答えとしてそのような返答はわかりますが、実際に住民の方にどれだけ広報しているのか、どれだけ周知しているのか、その部分が今の言葉では見えません。また、人命や安全とおっしゃいましたがの観点からだ、切った木の切り株がそのまま放置されているのは安全といえるのでしょうか。木立ちであれば目の前に障害物があるのでわかりますが、切り株はうっかりすると躓いてしまいます。そちらの方が危険です。ですので、行政的な答えをもらっても今の回答では納得はできません。

○また私の意見ですが、住宅に接近していて危険と思われる樹木は伐採されず、あまり支障がないと思うような樹木が伐採されているケースがあります。その理由がどのようなものなのか知りたいです。

#### 事務局（金澤）

○ご意見として頂戴いたします。

#### 上杉会長

○建設課の担当者にご意見があった旨をお伝えください。例えば計画として樹木を伐

採するのは、どのような基準でどういう理由で伐採するのかを住民の方に周知することが「住民や団体とともに」という部分に関わってくるのかなと思います。建設課の担当者には、周知の面がどうなっているのかというご意見もあったということ添えて、ぜひ伝えていただければと思います。

- それでは将来像も含めて、改めて確認したいと思います。109頁には基本理念がありますが、こちらは作成協議会で決定しております。「過去をほどこき、現代をつなぎ、未来をつむぐ」過去から伸びた“糸”が未来へと紡がれていき布地になっていくというニュアンスです。この基本理念を踏まえ、30年後の精華町がどのようなようになっていくのかを将来像として設定します。現状は「これまでを守り伝え、これから織りなすまち」ですが、もう少しブラッシュアップできないかなと思っています。
- 110頁の下にある基本目標の5つは精華町の10年後の姿を示すものです。この計画の措置を実施するにあたり、具体的な目標となるものです。基本理念は将来にわたる精華町の理念であり、基本目標は10年間の具体的なビジョンになります。基本理念と基本目標をつなぐ30年ぐらいの未来が将来像になるのですが、どのような将来像が良いのかを現在検討中です。皆さんからご意見があれば、午後の作成協議会で審議会からの意見ということで参考にさせていただきます。いかがでしょうか。

#### 澤田委員

- 基本目標ですが、この5つはどれも同じような内容で、ぼやけているように感じます。例えば極端ですが、3つぐらいにならないでしょうか。階段をひとつずつ上がるイメージを持ったのですが、基本目標の5つでは、何となくその階段を踏み外しそうな印象を持ちます。基本理念を「過去をほどこき、現代をつなぎ、未来をつむぐ」とされているので、この3つにそれぞれ対応させるのはどうかなと思いました。

#### 上杉会長

- 121頁の図のとおり方針が5つあり、この5つに対応するのが5つの基本目標なので、方針を5つとされていますが、澤田さんのご意見は、やや説明的なのでもう少し文章を簡潔にしてはどうかということですね。

#### 澤田委員

- 5つなら5つで良いのですが、現時点ではやむを得ないところはあるかもしれませ

んが、もう少し工夫をいただきたいです。方針1の「調べる」と方針2の「学ぶ」や、方針4の「守る」と方針5の「遺す」も同じように感じます。こういった部分は切って切れない関係なのでしょうけれど、文字としてこうして見るともうひとつわからない感じがします。

#### 上杉会長

- 「伝えたいことは理解できるけれど、すっきりとは入ってこない」というご指摘は確かにその通りだと思います。午後からの作成協議会でも、この部分がおそらくは議論になると思います。文言について審議会からのご意見ということ伝えて検討していきたいと思います。そのうえでこのまま行くことになるかもしれませんが。
- そのことも踏まえ、将来像について積極的な肯定もしくは否定の意見はあるでしょうか。例えば、①が今の現状ですね。②から④が代替案の候補のところですね。②は具体的に書いていて、③と④は標語のように書かれているのかなと思います。澤田さんの的には②の方がすっと入りますか。それとも③や④の方がすっと入るのでしょうか。121頁のイラストに照らし合わせた際にはいかがでしょうか。

#### 吉田委員

- 基本理念「過去をほどき、現代をつなぎ、未来をつむぐ」の三本柱が前提になって基本目標がその説明、それに対応した方針が示されています。私はこれで良いと思います。全く問題はないと思いますが、思っていることを言葉にするのは難しいですね。
- 最初に会長が言われたように「精華町の宝もの」が理念の中に入っていますので、後はこの三本柱を元に考えていく。午後からの作成協議会では、審議会での意見を報告いただくということで、私は良いと思います。

#### 上杉会長

- お二人のご意見としては、すんなりと入っていけることが重要だとのことご意見をいただいたかと思います。基本理念については、パツと入っていけるからよいと言っていただきました。基本目標については、もう少しブラッシュアップしても良いかもしれないというご意見ですね。

#### 今田委員

○あくまでもこれは標語ですから、簡単明瞭が良いと思います。せっかく立派な素案を作っていただいたので、計画を作成するのが目的ではなく、計画を生かし如何に活用するか、実現していくかが本来の意味合いであると思いますので、標語は標語で良いと思います。

○自然環境に関しては、京都府の方では環境保全地区で文化財の指定をされています。精華町でも武内神社と新殿神社の杜が指定されていますが、精華町としてもそのような環境保全地区の制度を定めても良いのではないのでしょうか。精華町には町指定文化財はありますが、それ以外のものはありませんので、精華町独自にそのような制度があっても良いのかなと思います。

#### 上杉会長

○文化財保護審議会として、とても大事なご意見をいただいたと思います。精華町の指定文化財について審議するのがこの委員会です。京都府には自然保護や文化財の環境を守っていく仕組みがございます。精華町でも自然環境を守っていくという要素、ニュアンスを取り込んだ制度を作るのはどうでしょうというご意見と承りました。地域計画素案の措置27番で、認定文化財制度の導入を検討するとあります。認定文化財制度の中で環境部門のようなものを作る、あるいは措置46には「公園・道路の樹木の保全」に当てはまるかもしれません。今田さんのご意見は審議会として、審議委員の意見として、事務局にお伝えしたいと思います。

#### 田中委員

○「トキの球」「ヒトの球」の「光」の文字の額ですが、もともとは住宅・都市整備公団が持っていたものです。住宅公団が解散になる際に引き取ってもらえないか相談があり、将来的に郷土の資料となる貴重なものだと判断し、山城郷土資料館で受け入れた経過があります。

○今田委員のお話と係わると思うのですが、一昨日の日曜日、学生さんや一般の方と一緒に木津の町中をフィールドワークしたのですが、知らないうちにあちらこちらが更地や駐車場になっていたり、元庄屋さんだった住宅にマンションが建つなどしていました。精華町ではそのような事態は起きているのでしょうか。パトロールでもないですが、古い住宅が残っているからと安心していたら、気付かないうちに無くなってしまいます。今まさに後継者がいないとか、大きな庄屋屋敷でも維持できないから更地にしてマンションを建てるということになって、木津ではかなり空き地が

増えていました。そういう点にも注意して、何が文化財なのかを把握することが、町の宝ものの充実に繋がっていくのではないかと思いながら、木津の街を歩いておりました。

#### 上杉会長

○ありがとうございました。パトロールという言葉が仰られました。措置の中で該当できそうなものはあるのでしょうか。

#### 事務局（金澤）

○建造物の調査、特に民家建築の調査については未だ進んでおらず課題であると認識しています。また道標などの石造物関係などの把握調査もしなければならぬと考えています。直接言及はしていませんが、事務局側の意図としては124頁の措置1「精華町の宝ものの把握調査」に該当するかと思います。また、精華町文化財愛護会の方々が石造物の調査をしておられますので、措置2「住民による精華町の宝ものの調査・記録」という形で連携して行えないかと現状では考えております。

## (2) 精華町文化財保存活用地域計画作成後の進捗管理・評価について

#### 上杉会長

○そうしましたら一通り全体と将来像に関してのご意見を賜ったということで、議事2の精華町文化財保存活用地域計画の作成後の進捗管理・評価について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局より説明】

#### 上杉会長

○ありがとうございます。素案の6頁に計画期間が載っています。それぞれ前期（4年）・中期（3年）・後期（3年）とありますが、第7章の1番から48番まである各措置の取り組み期間として丸や二重丸で示されたこれらが、計画どおり取り組まれているのかどうか、進捗管理を行わなければならないと文化庁の指針で定められています。その進捗管理をこの審議会で行っていきたいという提案ですが、いかがでしょうか。栃木県的那須塩原市ではすでに文化財保護審議会に進捗管理をされている事例があり、審議会に進捗管理を行っても問題はないとのことだと思いますし、精華町文化財保護条例でも、審議会の所掌事務として読めるということですのでよろしい

でしょうか。

#### 事務局（金澤）

○精華町文化財保護条例 第46条の所掌事務において「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し及びこれらの事項に関して教育委員会に答申及び建議する」とあります。この計画は保存と活用に関する事になります。

#### 上杉会長

○文化財保存活用地域計画は法定計画となりますので、この進捗を管理していくという事は、保存及び活用に関する重要事項になるかと思えます。進捗管理について答申・建議するわけではありませんが。進捗の報告をいただいて、先ほど皆さまからいただいた様なご意見をいただくという形になります。皆さんよろしいでしょうか。

#### 【全員承認】

#### 上杉会長

○これまでの新しい町指定の文化財指定や町指定文化財の保護・活用に加え、精華町の宝ものの保存と活用に関しても、精華町文化財保護審議会で進捗管理と評価を行い町にお伝えしていくということで、事務局の方でもそれで進めていただければと思います。

#### （3）今後の予定について

#### 上杉会長

○そうしましたら議事3、今後の予定をお願いします。

#### 【事務局より説明】

#### 上杉会長

○次回6月頃の予定で、そのまえにパブリックコメントがあるとのこと。住民の方が主役の計画になります。皆様のご所属の各団体であったり、地域の方にも是非参加していただけるようお伝えいただければと思います。

○そういたしましたら、議事がすべて終了いたしましたので、事務局に司会をお返ししたいと思います。皆さま滞りなく議事を進めさせていただき、どうもありがとうございました。

#### 4 閉会

##### 小笠原課長

○上杉会長、議事進行いただきまして、大変ありがとうございました。本日午後からは第5回目の作成協議会を開催させていただきます。上杉会長と田中委員には引き続き、どうぞよろしくお願い致します。

○また本日の午後の作成協議会につきましては、素案全体の取りまとめとなります。この後はパブリックコメントの実施と、手はずを踏んで順次作成してまいります。委員の皆さまにおかれましても、またご意見などありましたら後日でも結構ですので、貴重なご意見を賜ることができればと思います。

○それでは令和6年度の精華町文化財保護審議会を終了したいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。